

●香川県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町南川字荒相1522の6、1556の2、1560、1561の3、1562、1563の1、1564、1565、1566の1、1566の2、1567の2から1567の4まで、1568の1、1568の2、1570の1、1570の2、1571、1573、1577、1578の1、1580の1、1580の2、字馬地973の1、992の2、字大阪谷1084の1、字大森1246、1253、1254の1、1254の3、1255の2、1271、1331、1335、1345の1、1347、字唐谷1685、1689、1700の1、1707の1、1709の1、1710の1、字長尾1649の1、1649の2、1650の1、1658の1、1658の4、1659の1、1659の3、1666の1、1669の1、1669の2、字星越1423の1、1424の1、1431の2、1443、1444の1、1444の3、1455の1、1455の3から1455の5まで、1455の7、1456の1、1456の2、1458の2、1461、1462の1、1464、1465の1、1480の1、1481、1489、1490、1491の1、1493の1から1493の4まで、1494の1、1495、1497、字山ノ神1501、1502の1、1515、1516、字葭1680の1、1680の2、字横井502の1、506、507の1、字政国619の1、753、字僧谷606、字横峰1726の2、1731の1、1732の1、1733、1734の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）